

## 政策会議 議事概要

開催日	令和3年11月5日	場所	市役所本庁 3階 会議室
出席者	<input checked="" type="checkbox"/> 市長 <input checked="" type="checkbox"/> 副市長 <input checked="" type="checkbox"/> 教育長 <input checked="" type="checkbox"/> 市長公室長 <input checked="" type="checkbox"/> 総務部長 <input checked="" type="checkbox"/> 市民生活部長 <input checked="" type="checkbox"/> 健康福祉部長 <input checked="" type="checkbox"/> 産業部長 <input checked="" type="checkbox"/> 農業委員会事務局長 <input checked="" type="checkbox"/> 建設部長 <input checked="" type="checkbox"/> 一宮市民局長 <input checked="" type="checkbox"/> 波賀市民局長 <input checked="" type="checkbox"/> 千種市民局長 <input checked="" type="checkbox"/> 教育部長 <input checked="" type="checkbox"/> 会計管理者 <input type="checkbox"/> 議会事務局長 <input checked="" type="checkbox"/> 総合病院副院長兼事務部長		
議題	宍粟市産業立地促進条例の一部改正について		
現状	市内に工場等を設置する事業者に対し、固定資産税の課税免除や用地取得費、建物機械設備取得費などの支援を市内全域並びに全業種に対して行っている。		
課題	当該制度は新規立地や市内での操業維持に寄与しているが、現状では立地地域に偏りがあることや地域経済の連関性向上が求められている。		
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 雇用創出・人口減少・定住の観点から生活圏の拠点における第1のダム機能を強化するため、北部（一宮町・波賀町・千種町）への立地誘導として「促進地域」と定め、当該地域内の立地が行われた場合、工場等用地取得費助成及び工場等建物機械設備取得費助成の各補助上限額を2,500万円から3,000万円に上乗せ支援する。</li> <li>・ 地域特色を出した企業立地を行うため、農業・林業・観光関連業・IT関連業を特色ある産業（指定産業）と定め、当該産業の立地が行われた場合、工場等用地取得費助成及び工場等建物機械設備取得費助成の各補助上限額2,500万円から3,000万円に上乗せ支援する。</li> <li>・ 「投下固定資産総額が5,000万円以上、新規常用雇用者が5人以上」の要件のうち投下固定資産総額について「5,000万円→1億円」に、「投下固定資産総額が2,000万円以上、新規常用雇用者が3人以上」の要件のうち投下固定資産総額について「2,000万円→5,000万円」にそれぞれ引き上げる。</li> <li>・ 固定資産税免除期間を最大5年間から3年間に変更する。</li> <li>・ 新規雇用3名を伴わない立地は助成対象外とする。</li> <li>・ 緑化奨励金の独立した支援項目は削除し、工場等建物機械設備取得費助成の項目に統合する。</li> </ul>		